

# 20. 安城市ソフトボール協会規約

## 第1章 総 則

- 第1条 名称は、安城市ソフトボール協会（以下協会という）と称する。
- 第2条 本協会の事務所を門前堂スポーツ店内に置く。
- 第3条 本協会の会員は、安城市内に居住または在勤する者を以て組織する。  
なお、本協会の目的および事業に相当と認められた者を特別会員として推薦する。

## 第2章 目的と事業

- 第4条 本協会は、会員相互の親睦と体位向上に努め、ソフトボールの普及振興を図るを以て目的とする。
- 第5条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 各種ソフトボール大会の主催、主管ならびに協賛、後援
  2. 技術向上のための研究、研修会および指導会の開催
  3. その他、本協会の目的達成に必要な事業

## 第3章 役 員

- 第6条 本協会は、次の役員を置く

1. 名誉会長	1名	7. 事務局長	1名
2. 会 長	1名	8. 事務局次長	若干名
3. 副 会 長	若干名	9. 会 計	1名
4. 顧 問	若干名	10. 常 任 理 事	若干名
5. 理 事 長	1名	11. 理 事	若干名
6. 副理事長	若干名	12. 監 事	2名

- 第7条 役員を選出方法は、次のとおりとする  
会長、副会長および理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、会計、常任理事  
監事は前条の理事よりなる理事会に諮り総会の承認を得て決定する。

- 第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。
1. 会長は、本協会を代表し会務を統括する。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
  3. 理事長は、理事会を代表して本協会の事業運営を統括する。
  4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは代行する。
  5. 事務局長は、会務を処理し、本協会のすべての事務を担当する。
  6. 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは代行する。
  7. 会計は、本協会の収支事務を執行する。
  8. 常任理事は、常任理事会を組織し、本協会業務を執行する。
  9. 理事は、理事会を組織し、本協会業務を決議し処理する。
  10. 監事は、本協会の財務を監査する。

11. 会長は、功績の顕著なる者に対して協賛役員として協会業務を委嘱する事ができる。  
但し、身分は理事と同等扱いにするが議決権は無いものとする。

第9条 役員は、2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。

#### 第4章 会 議

第10条 本協会は、三役会、常任理事会、理事会、総会とする。

第11条 組織

1. 総会は、本協会に加盟する団体代表者ならびに協会において承認した特別会員をもって組織し、毎年1回召集する。但し、会長が必要と認めたときは臨時に召集することができる。
2. 三役会は、会長・理事長・事務局長で組織し「書記(事務局次長)が筆記を務める」毎年1回召集する。但し会長が必要と認めたときは臨時に召集することができる。
3. 常任理事会・理事会は定例として年3回開催する。但し、理事長が必要と認めたときに臨時に召集することができる。

第12条 会議は、2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を得なければならない。

#### 第5章 会 計

第13条 本協会に加入する諸団体は、総会で定められた会費を納入する。

第14条 本協会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

1. 会費
2. 参加料
3. 助成金
4. 寄付金
5. 交付金およびその他の収入

第15条 本協会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

付 則

1. 本協会規約は、1968年(昭和43年)8月21日より適用する。
2. 本協会の加盟団体は、協会の定める様式により登録しなければならない。
3. 本協会規約の改廃は、理事会で審議し、総会で決定する。
4. 本協会運営上の必要な細目は、理事会で別に定める。
5. 本協会は、NPO法人安城市体育協会に所属する。
6. 本協会は、愛知県ソフトボール協会西三河支部に所属する。
7. 1976年(昭和51年)3月10日 一部改正
8. 1985年(昭和60年)3月2日 一部改正
9. 1988年(昭和63年)3月2日 一部改正
10. 1995年(平成7年)3月4日 一部改正
11. 2012年(平成24年)3月3日 一部改正
12. 2014年(平成25年)3月1日 一部改正
13. 2018年(平成30年)3月4日 一部改正
14. 2022年(令和4年)3月5日 一部改正